

# 令和6年度 川口市立南中学校 部活動に係る活動方針

「スポーツ庁における運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(2018年3月)を受けて、同年7月に埼玉県の一部活動の在り方に関する方針が策定されました。

これにより「川口市部活動方針」が策定され、それに則り各校で「学校の部活動に係る活動方針」の策定と公表が義務付けられました。市内27中学校は「川口市部活動方針」における「3つのポイント」を共通理解とし、毎年度各校の実態に即した部活動に係る活動方針を策定し、ホームページ等で公表します。

## 部活動の教育的意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場となる。

### 部活動の目的

- 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

### 本校の部活動

#### ○運動部

野球 サッカー ソフトボール(女子) ソフトテニス(男子) ソフトテニス(女子)  
バレーボール(男子) バレーボール(女子)  
バスケットボール(男子) バスケットボール(女子) 剣道  
卓球(男子) 卓球(女子) 水泳 陸上競技(駅伝)

#### ○文化部

吹奏楽 家庭科 囲碁・将棋 美術 書道

### 部活動の所属について

- 任意加入制とする。

※部活動への加入については、令和5年度より、任意加入制となりました。

### ◆活動方針3つのポイント◆

#### (1) 活動時間の設定

- 1日の活動時間は、平日は**2時間程度**、休業日は**3時間程度**とする。

・活動準備、片付け、移動に要した活動については、活動時間に含まない。

・課業日の活動時間(放課後)

下校時間まで2時間程度の時間とする。

※5時間授業・6時間授業等により放課後の活動時間は異なる。

・定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。

・朝練習は原則「無し」とする。

#### (2) 休養日の設定

- 学期中は、原則として**週2日以上**の休養日を設ける。(平日1日以上かつ土日いずれか1日以上)

○各部活動で休養日を設定する。

○週末に大会・コンクール等へ参加した場合(校長の認可)は、休養日を他の日に割り振る。

#### (3) 休養期間(オフシーズン)の設定

- 長期休業日は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、**学校閉庁日8/10~16、11/14及び年末年始12/28~1/4は休養期間(オフシーズン)に設定する。**

※但し、全国大会出場及びコンクール等で休養期間での活動がやむを得ないと顧問が判断した場合は、校長にオフシーズン中の活動を申し出る。校長は活動内容を確認し活動及び大会・コンクール等への参加の可否を判断し認可する。休養期間に活動した日数は休養日として他の日に割り振る。

#### (4) 部活動活動時間

月・金 17:00 火・水・木 17:30 ※県大会出場部活延長あり。

## 指導体制の整備について

- 各顧問が月間の活動計画及び、活動実績を作成し、校長に提出する。
- 作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 外部指導者を積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

## 具体的な活動の進め方について

- 年間活動計画書・月間部活動実施計画書及び実施報告書により、部活動に係る活動方針に則った適切な部活動運営を行う。
- 安全指導を徹底する。
  - ・施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
  - ・教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
  - ・熱中症による事故防止を徹底する。
  - ※ 熱中症対策のため、夏季休業日等では保護者の同意のもと早朝より活動する部活もある。
  - ※熱中症による事故防止のため WBGT(暑さ指数)測定器を使用して活動場所の環境を把握し記録するなどの対策に努める。
  - ・職員は、生徒が自主的に活動するための支援をしていくが、生徒の体調を考慮して活動時間を短縮したり、中止したりすることもある。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 部活動顧問会を設置し、定期的に情報交換を行う。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や校外で実施される研修会・実技講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部活動費用(部費など)を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

## 活動にあたっての決まり

- 部活動は学校生活と同様の決まり(校則やマナー)に沿って行う。
- 部活動を欠席する際は、必ず顧問の先生に直接伝える。
- 携帯電話(スマートフォンを含む)を学校の許可なく持ってきたり、使用したりしてはいけない。
- 遠征の際、必要以上の金銭は持ってこない。また緊急時に使用する際は、顧問や外部コーチの許可を得て使用する。
- 当日のスケジュールを確認し、十分な軽食や水分を持参すること。
- 行き帰りなどで絶対に買い食い等の寄り道をしない。
- 自転車乗る際は、交通ルールを守り(左側通行やヘルメット着用)交通事故に気を付ける。
- 貴重品や自転車のカギなど、自分で管理する。

## クラブチーム

○学校で契約している災害給付制度(日本スポーツ振興センター)は「学校管理下の事故」適応されています。クラブチーム活動下の事故には適応されません。

## 社会体育(部活動を主軸としているクラブチーム)との関係について

- 社会体育(部活動を主軸としているクラブチーム ※以下「クラブチーム」とする)は学校の教育活動とは全く別のものです。
- 部活動終了後、連続してクラブチームの活動がある時はクラブチームに所属しない生徒は留まらずに下校します。
  - ※部活動終了後は生徒は速やかに下校し、校内に留めないことが原則です。
- クラブチームへの所属は個人で判断します。部活動に所属したら自動的にクラブに所属するものではありません。
- クラブチームは原則学校の備品を使用することはできません。
- 施設の借用について、学校名での借用はできません。また、学校を活動に使用する時は、その他の学校施設利用団体同様に申請をします。※場合によっては抽選を行います。
- 学校の先生は、勤務時間中にクラブチームの手伝いをすることはできません。